

徳島大学臨床研究審査委員会審査料規則

令和2年11月24日

病院長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学臨床研究審査委員会規則（令和2年度規則第35号）第5条第2項の規定に基づき、徳島大学臨床研究審査委員会が実施する審査意見業務に係る審査料（以下「審査料」という。）の額及びその納付について定めるものとする。

(審査料の額)

第2条 審査料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(審査料の納付)

第3条 審査料の納付は、本学の職員にあつては原則予算の振替により行うものとし、それ以外の者にあつては本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1. 新規申請（1申請あたり） （消費税は別途徴収する。）

審査区分	学内	学外
単施設（1施設）研究	150,000円	200,000円
多施設共同研究	200,000円	300,000円

審査料は、新規申請以後定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等審査を含む。

2. 定期報告（1申請あたり） （消費税は別途徴収する。）

審査区分	学内	学外
単施設（1施設）研究	60,000円	80,000円
多施設共同研究	80,000円	100,000円

審査料は、定期報告以後次回定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等審査を含む。